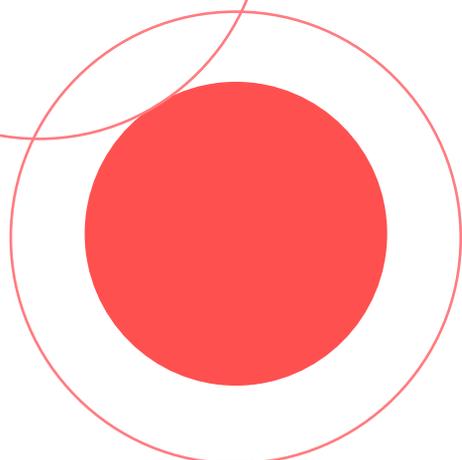
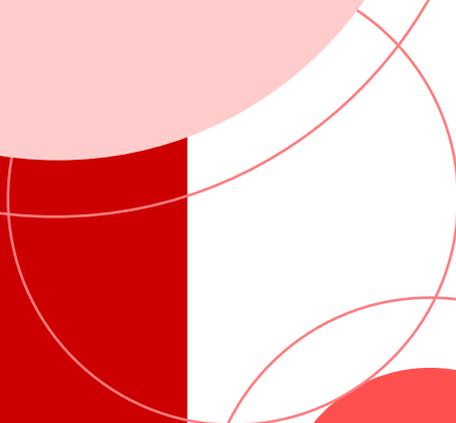
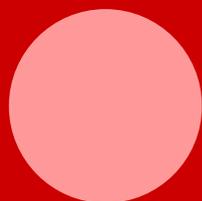
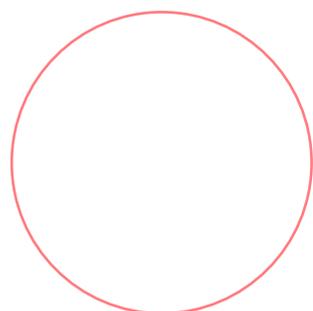


# 視覺障害



# 視覚障害とは

視覚障害とは、視力や視野等の視機能に制限があり、日常生活や社会生活に支障や困難が生じている状態を指します。眼鏡やコンタクトレンズで矯正しても、十分な視力を得ることは困難です。下の表では、身体障害者福祉法の別表に記載される視覚障害の定義を紹介します。ただし、一言に「視覚障害」と言っても見え方や程度はそれぞれ異なるため、個別の機能制限を踏まえた支援・配慮が求められます。

表 身体障害者福祉法の別表による視覚障害

## 一 次に掲げる視覚障害で、永続するもの

- 1 両眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）がそれぞれ 0.1以下のもの
- 2 一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもの
- 3 両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの
- 4 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの

視覚障害は視覚活用の程度によって「盲」と「弱視（ロービジョン）」に大きく分けられます。

### ●盲

視覚的な情報を全くあるいはほとんど得られない状態。ただし、全く見えない人はわずかで、明暗の区別ができたり、色が分かったり、ぼんやりと形が分かったりと、見え方は様々。学習には触覚や聴覚等の方法を使用し、文字は点字、移動時は白杖を使うことが一般的だが、発達早期の失明や中途失明等、いつ視機能に制限が生じたかによって読み書きや移動の方法・困難さは異なる。

### ●弱視（ロービジョン）

眼鏡等で矯正しても視力の低い状態だが、保有する視力を活用しながら生活し、通常の文字（墨字）を使用することが可能。ぼやけだけでなく、視力以外の視機能障害（例：視野狭窄、中心暗転、まぶしさ）の場合もあり、見え方は様々。（矯正）視力がおおむね0.3未満、または視力以外の視機能障害が高度なため、生活に継続的な困難がある状態とされている。学習時は、弱視レンズや拡大読書器等を用いたり、印刷物やパソコン・タブレットの画面を拡大して文字の読み書き等を行う。

# 視覚障害によって生じる大学生生活上の困難さ

上記のような特徴があるによって、以下の困りごとや困難さが生じることがあります。（あくまで一例です）

### ●学習面での困りごと

- ・授業で配布される資料の読み取りが難しい
- ・筆記による課題やミニツツペーパーの作成、提出が難しい（または時間がかかる）
- ・試験問題の読み取りと回答用紙への記入が難しい
- ・板書の判読が困難
- ・視聴覚資料・配信映像が見えない、見づらい
- ・実験や実習、実技への参加が難しい 等

### ●学習以外での困りごと

- ・慣れない建物や教室への移動が難しい
- ・案内表示の読み取りが難しい
- ・施設や身の周りの使う物（椅子や机等）の位置や使い方の定位、把握が困難
- ・顔での人物の同定や表情による気持ちの読み取りが苦手
- ・明るい場所や教室で目が開けられないほどまぶしさを感じてしまう
- ・障害物（例：点字ブロック近くに置かれた自転車、段差）にぶつかってしまう 等



# 視覚障害のある学生への支援

視覚障害のある学生に対する支援は、一人ひとりの特性や大学の状況を加味して実施されます。以下に対応や配慮の具体例を示しますが、こちらはあくまで一般的な例になりますので、対応ケースによって実施できる場合とできない場合があります。

場面	困りごと・困難	支援・配慮例
入学試験	点字使用の受験生	→ 点字による出題・解答 試験時間の1.5倍延長 別室受験
	墨字使用の弱視の受験生	→ ルーペや拡大読書器等の補助具の使用許可 問題用紙・解答用紙の拡大印刷 試験時間の1.3倍延長 解答方法の変更(例:マークシート方式→文字解答方式) 別室受験
学習	<b>【履修登録】</b> 履修登録や(大学側の)資料準備に時間がかかる	→ 他の学生よりも早い時期の履修登録の許可
	シラバス等の資料が紙媒体のものが多く見づらい	→ (点字化または音声化可能な)テキストデータ化やウェブサイト等に掲載したものの提供
	<b>【授業】</b> 教科書や配布資料を通常の文字のまま読むことが困難	→ 教材の点訳、拡大、テキストデータ化 図や絵の文字化 ルーペや拡大読書器等の補助具の使用許可
	板書や視聴覚教材が見えない・見づらい	→ ルーペ等の補助具の使用許可 見やすい板書の工夫(例:ホワイトボード→黒板への変更、色覚チョークの使用) 板書やスライドの内容を読み上げる 板書等の撮影許可 教室前方の座席確保
	実験・実習上の作業(精密機器の操作や視覚的な観察、データの記録・読み取り)が困難	→ オリエンテーションや事前打合せにて実験・実習の進め方等についての説明を十分に行う 個別にティーチングアシスタント等の支援者を配置する ルーペ等の補助具の使用許可 評価方法の柔軟な変更・調整
	体育の実技に他の学生と同じように参加するのが難しい	→ 実技の方法について具体的な説明を行う 個別にティーチングアシスタント等の支援者を配置する 参加可能な競技・種目への変更
	<b>【試験・成績評価】</b> 通常の試験時間での解答が困難	→ 試験時間の延長(点字受験:最低限1.5倍、弱視の学生:最低限1.3倍) 別室受験
	問題用紙の文字が見えない・見づらい	→ 拡大した問題用紙の配付 問題の点訳 点字化または音声化できるようにテキストデータ化
	解答が困難(例:解答欄が小さい、マークシート方式での解答困難)	→ 拡大した解答用紙の配付 解答方法の変更(マークシート方式→文字解答方式) パソコンでの解答の許可
	学生生活	(特に慣れない場所の)キャンパス内の移動が難しい
図書館利用(例:書架から本を探す、本を読む)に困難がある		→ 拡大読書器の設置 館内移動、資料検索、文献複写等に対する支援を行う

## ●視覚障害のある学生に対する三重大での過去の支援・配慮例

- ・教室前方の座席の確保
- ・授業中の補助具（単眼鏡や拡大鏡）の使用許可
- ・配布資料や試験問題の拡大印刷
- ・案内が見えづらく、教室移動に時間がかかるため、遅刻の可能性があることへの理解
- ・遠くから話しかけられても反応できない可能性があることへの理解
- ・ホワイトボードから黒板への変更
- ・板書の写真撮影の許可 等々

※授業上の配慮の実施可否は、授業担当教員の裁量によって判断されるため、以上の配慮が状況に関わらず必ず実施されるとは限りません。

# 支援・配慮事例

## 盲

### 【架空事例A】

入学決定後、学部にご相談。入学試験は試験問題の点訳と点字による解答、別室にて試験時間1.5倍延長等の配慮を受けて合格。高校までの配慮等を踏まえ、(1) キャンパス移動訓練のためのオリエンテーション、(2) 各種資料の点訳または点字化・音声化するための各種資料のテキストデータの配付、(3) 授業担当教員による板書の読み上げ、(4) 定期試験での時間延長・試験問題の点訳資料の配付・点字による解答を配慮として希望。また、(5) キャンパス内での移動に慣れるまであるいは初めての場所に行く際には、同行支援も希望。高校では、周りの理解とサポートがあったため、身近な教職員への周知と必要に応じた同級生等への自己紹介の場作りもお願いしたいとの申し出があった。

- <配慮例>
- ・障害学生支援担当と学部（場合によっては地域の支援機関担当者も同行しながら）によるキャンパス内の触地図作成、キャンパス内の施設紹介と移動訓練
  - ・学生サポーターによる同行支援や資料のテキストデータ化・点訳
  - ・点字プリンター及び点字ディスプレイの用意
  - ・授業担当教員によるテキストデータ化した資料の事前配付と板書の読み上げ
  - ・各種資料の点訳
  - ・試験時：別室受験、1.5倍の試験時間延長（または時間を1.5倍延長しても授業時間内（90分）に収まるように内容を調整）、試験問題の点訳、点字による解答



## 弱視（ロービジョン）

### 【架空事例B】

1年生の前期が始まった数週間後、障害学生支援センターに配慮についての相談にやってくる。弱視のため、授業資料の文字が小さくて読みづらい。板書もホワイトボードを使っている授業が多く、遠い文字が判読しづらくて困っている。単眼鏡を持っているが、人目や先生から注意されることが気がかりでなかなか使えない。受験の時は、拡大印刷された問題用紙・解答用紙の配付と1.3倍の時間延長、補助具の使用許可の配慮を受けて合格した。看板や案内表示も見えにくく、慣れないキャンパスで迷子になることが多かった。入学して早々に授業に遅刻してしまうことが何度かあり、これはどうにかしないと、相談に至った。

- <配慮例>
- ・板書には黒板を使用+色覚チョークの使用（やむを得ずホワイトボードを使用する場合は太字ペンの使用を推奨）
  - ・拡大した授業資料の配付またはデータとして配付
  - ・授業中の単眼鏡の使用許可
  - ・授業に遅刻する可能性があることへの理解と配慮
  - ・試験時：別室受験、1.3倍の試験時間延長（または時間を1.3倍延長しても授業時間内（90分）に収まるように内容を調整）、拡大印刷した問題用紙・解答用紙の配付、単眼鏡の使用許可

